

平成 30 年第 5 回都城市議会定例会付議事件名表（議員提出議案）

番 号	件 名	頁
9 号	山之口運動公園における県立陸上競技場整備の早期事業推進等を求める意見書案	1
10 号	相次ぐ甚大な災害からの復旧・復興に係る特別な財政措置を求める意見書案	3
11 号	被災者生活再建支援法の改正を求める意見書案	5
12 号	環太平洋戦略的経済連携協定（T P P 1 1）発効後の農林水産業支援に対する意見書案	7
13 号	子どもの医療費助成制度の拡充を求める意見書案	9

議員提出議案 第9号

山之口運動公園における県立陸上競技場整備の早期事業推進等を求める意見書案

提出先 宮崎県知事 河野 俊嗣 様

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の意見書提出につき、別紙のとおり都城市
議会会議規則（都議会規則第1号）第14条第1項の規定により提出します。

平成30年12月19日提出

提出者	都城市議会議員	<u>荒 神 稔</u>
賛成者	〃	<u>江内谷 満義</u>
賛成者	〃	<u>黒木 優一</u>
賛成者	〃	<u>大浦 さとる</u>
賛成者	〃	<u>永田 照明</u>
賛成者	〃	<u>神脇 清照</u>
賛成者	〃	<u>森 りえ</u>
賛成者	〃	<u>西川 洋史</u>
賛成者	〃	<u>岩元 弘樹</u>
賛成者	〃	<u>福島 勝郎</u>

都城市議会議長 榎木智幸 様

山之口運動公園における県立陸上競技場整備の早期事業推進等を求める意見書

宮崎県知事は、昨年9月に、2026年に本県で開催予定の国民体育大会に向けて、現在の宮崎県総合運動公園にある陸上競技場が国体基準に合致せず、改築等の必要があることから、本市の山之口運動公園に公認陸上競技場等を整備する方針を表明されました。これは、高い確率で発生することが予想されている南海トラフ地震を念頭に、スポーツランドみやざきの更なる発展に向けて、全県化を図ろうとするものであり、まさに、この公認競技場を、県西地域の地方創生に資する拠点として整備しようとする知事の重い決断が示されたものであります。

この決断が示される以前から、都城市議会としてもこれを熱望し、知事に対し、市議会を挙げて要望を行ってきました。決定後は、県内第2の都市として、スポーツランドみやざきの発展の一翼を担い、県西地域の新たな競技拠点を活用して、スポーツの振興はもとより、圏域全体の経済の浮揚につなげて行くために、一日も早い完成に熱い期待を寄せてきたところであります。

そのような中、本年9月に、待ちに待った基本計画案が公表となり、山之口運動公園に、第1種公認陸上競技場、第3種公認陸上競技場及び投げき練習場を備えた本格的な拠点施設が実現する道筋が示されました。

この地での整備は、山之口スマートインターチェンジの開通効果が最大限に発揮されるとともに、着実に整備の進む地域高規格道路都城志布志道路や東九州自動車道のインフラ整備効果が一段と引き立つことになります。南九州全域からのアクセス性のみならず、宮崎・鹿児島の2つの空港からの地の利が活き、全国からのアクセスにも何ら疑問を挟む余地はありません。

また、発生確率の一段と高まった南海トラフ巨大地震の沿岸部で想定される被害をバックアップするために、既に防災拠点として位置づけのある北消防署・高城運動公園・早水公園とこの山之口運動公園が連携することにより、さらに万全の後方支援体制を構築できるものであります。

このような大所高所の見地から、山之口運動公園をスポーツランドみやざきの一翼を担う県西の拠点施設として整備し、地方創生の観点から活用することが決定したにもかかわらず、事業の円滑な推進に至っていない状況について大変憂慮しているところであります。特に、2026年の前年には、リハーサルを兼ねて大規模なブロック大会等が挙行されることが通例であり、実質的な公園整備期間は、残り6年しかない状況となってきています。整備期間のこれ以上の短縮は、結果的に工事を急ぐことになり、工事の瑕疵を引き起こし、山之口運動公園周辺の住民への配慮を欠く事態を招きかねません。

よって、一日も早く、公表された基本計画案に従って、県と市の共同整備事業を円滑に推進するとともに、2巡目宮崎国体の開会式会場及び陸上競技種目の開催会場として決定されるよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成30年12月19日

宮崎県都城市議会

議員提出議案 第10号

相次ぐ甚大な災害からの復旧・復興に係る特別な財政措置を求める意見書案

提出先

衆議院議長 大島理森様
参議院議長 伊達忠一様
内閣総理大臣 安倍晋三様
財務大臣 麻生太郎様
総務大臣 石田真敏様
内閣官房長官 菅義偉様
内閣府特命担当大臣（防災） 山本順三様

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の意見書提出につき、別紙のとおり都城市議会会議規則（都議会規則第1号）第14条第1項の規定により提出します。

平成30年12月19日提出

提出者	都城市議會議員	筒井 紀夫
賛成者	〃	中田 悟
賛成者	〃	音堅 良一
賛成者	〃	西川 洋史
賛成者	〃	森 りえ
賛成者	〃	広瀬 功三
賛成者	〃	岩元 弘樹
賛成者	〃	別府 英樹
賛成者	〃	中村 千佐江
賛成者	〃	小玉 忠宏

都城市議會議長 榎木智幸様

相次ぐ甚大な災害からの復旧・復興に係る特別な財政措置を求める意見書

大阪北部地震、西日本豪雨、台風21号、北海道胆振東部地震、そして本県を暴風域に巻き込んだ台風24号及び25号など、大規模な自然災害が頻発し、本県をはじめ国内各地で、家屋の崩壊や浸水、土砂崩れ、大規模な停電・断水、道路や鉄道をはじめ交通機関への影響など、甚大で広範囲に及ぶ被害をもたらしました。また、多くの死者や行方不明者が発生し、今なお避難生活を余儀なくされている方もいます。

被災自治体は早期の復旧・復興、被災者支援に万全を期し、被災者の方々が一日でも早く安全・安心に生活できるよう全力で取り組んでいるが、莫大な財源や人的資源、そして専門的知識や技術が必要です。

第197回臨時国会では、一連の災害の被災地の復旧・復興や、公立小中学校等へのエアコン設置、ブロック塀改修等に対応し必要な財源措置を講ずるための平成30年度補正予算が提出されましたが、その内容は被災自治体の具体的な復旧事業に対して、国が負担すべき所要額の増額等にとどまるものであります。

よって、国においては、相次ぐ甚大な災害の発生に鑑み、被災自治体が財政面で安心感をもって、的確に復旧・復興、被災者支援に取り組めるようにするため、国による財政支援への明確な担保と長期的な支援が必要であり、下記の事項について全力で取り組まれるよう強く要望します。

記

- 1 被災自治体の要望を踏まえ、第二次補正予算案を早急に編成すること。
- 2 被災自治体において生じる復旧・復興対策等に係る特別の財政需要について、十分な財政支援を講ずること。また、復旧・復興に財政上の支障が生じないよう、特別交付税の特例的な増額や別枠措置、東日本大震災に係る震災復興特別交付税のような通常の特別交付税とは異なる特例を設けるなど、積極的な財政支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成30年12月19日

宮崎県都城市議会

議員提出議案 第11号

被災者生活再建支援法の改正を求める意見書案

提出先

衆議院議長 大島理森様
参議院議長 伊達忠一様
内閣総理大臣 安倍晋三様
財務大臣 麻生太郎様
総務大臣 石田真敏様
内閣府特命担当大臣（防災） 山本順三様
内閣府特命担当大臣（経済財政政策） 茂木敏充様

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の意見書提出につき、別紙のとおり都城市議会会議規則（都議会規則第1号）第14条第1項の規定により提出します。

平成30年12月19日提出

提出者	都城市議會議員	福島 勝郎
賛成者	〃	長友 潤治
賛成者	〃	佐藤 紀子
賛成者	〃	西川 洋史
賛成者	〃	森 りえ
賛成者	〃	神脇 清照
賛成者	〃	黒木 優一
賛成者	〃	岩元 弘樹
賛成者	〃	別府 英樹
賛成者	〃	小玉 忠宏

都城市議會議長 榎木智幸様

被災者生活再建支援法の改正を求める意見書

大阪北部地震、西日本豪雨、台風21号、北海道胆振東部地震、そして本県を暴風域に巻き込んだ台風24号及び25号など、大規模な自然災害が頻発し、本県をはじめ国内各地に甚大で広範囲に及ぶ被害をもたらしました。こうした中で、被災した住民の生活再建を支援していく制度を充実することは、喫緊の課題であります。

自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、生活再建を支援する被災者生活再建支援法が公布されてから今年で20年目を迎え、平成16年と平成19年の大幅な法改正を経て、現行制度に至っています。

しかしながら、同一の災害による被災にもかかわらず、災害規模の要件によって同法の適用が左右され、被災者間での不均衡や生活再建の停滞等、さまざまな課題が浮き彫りになっています。

被災した住民の生活再建には、特に、住宅再建に対する手厚い支援が求められており、住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するよう、国のさらなる支援及び制度の拡充が必要であります。下記の事項について全力で取り組まれるよう強く要望します。

記

- 1 被災者生活再建支援法を改正し、被災者生活再建支援金のうち加算支援金及び全体の最高額を引き上げること。
- 2 被災自治体の負担を軽減するため、被災者生活再建支援法を改正し、被災者生活再建支援法人に対する国庫補助率を引き上げること。また、都道府県の追加拠出に対し、過去と同等の地方財政措置を講ずること。
- 3 被災者生活再建支援金の支給対象となる世帯の範囲については、半壊世帯のすべての被災者及び局地的な災害の被災者の生活再建を支援する観点から、被災した世帯の実情に応じた柔軟な対応を可能とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成30年12月19日

宮崎県都城市議会

議員提出議案 第12号

環太平洋戦略的経済連携協定（TPP11）発効後の農林水産業支援に対する意見書案

提出先

衆議院議長 大島理森様
参議院議長 伊達忠一様
内閣総理大臣 安倍晋三様
財務大臣 麻生太郎様
外務大臣 河野太郎様
農林水産大臣 吉川貴盛様
経済産業大臣 世耕弘成様
内閣府特命担当大臣（経済財政政策） 茂木敏充様

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の意見書提出につき、別紙のとおり都城市議会会議規則（都議会規則第1号）第14条第1項の規定により提出します。

平成30年12月19日提出

提出者	都城市議会議員	<u>永田 照明</u>
賛成者	〃	<u>廣瀬 功三</u>
賛成者	〃	<u>西川 洋史</u>
賛成者	〃	<u>山内 いっとく</u>
賛成者	〃	<u>永田 浩一</u>
賛成者	〃	<u>大浦 さとる</u>
賛成者	〃	<u>筒井 紀夫</u>
賛成者	〃	<u>岩元 弘樹</u>
賛成者	〃	<u>畠中 ゆう子</u>
賛成者	〃	<u>黒木 優一</u>

都城市議会議長 榎木智幸様

環太平洋戦略的経済連携協定（T P P 1 1）発効後の農林水産業支援に対する意見書

環太平洋戦略的経済連携協定（T P P 1 1）が12月30日発効されると、国内における大半の農林水産業者は国際競争と戦うことはとても厳しく、政府の今日までの説明では、その打撃と不安が払拭されていません。

T P P 1 1の発効で都城市内の農林水産業はもとより、関連産業へも甚大な影響を及ぼすのではと市民に不安と懸念の声が高まっています。

国内の農林水産業者の不安を払拭するためにも、従来の予算組み替えでなく、安心して農林水産業に取り組めるような財源の裏打ちが必要で、経営安定対策の拡充・法制化など、恒久的な法整備と予算が確保できる徹底した議論を求めます。尚、T P P 1 1の地方経済・社会に与える甚大な影響と地方、特に中山間地の悲痛な声を充分踏まえ、国内の農林水産業を守るため、更には、国内自給率を維持していくためにも、政府におかれても、法律の整備、助成事業や対策等、十分審議を尽くし下記の事項について誠実に対応するよう強く要望します。

記

- 1 地方への甚大な影響が懸念されることから、農政に対する助成事業等の法整備を速やかに行うこと。
- 2 T P P 1 1発効後は、ただちに外国産の安い輸入作物や食料品関連品などの流入が予想されることから、食の安心・安全面や自給率の確保を踏まえ、日本の国益や農林水産業を守り抜く対策を行うこと。
- 3 政府は中間管理機構を利用して農地集積化、大圃場化を目標にされているが、中山間地での整備については段階的な見直しを行うこと。
- 4 地域における営農組合、農業法人化を進めるうえで、大型機械更新時の導入に対し恒久的な補助事業の法整備を行うこと。
- 5 今後執り行われる日米T A G交渉ではT P P 1 1交渉と同じ水準での交渉を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成30年12月19日

宮崎県都城市議会

議員提出議案 第13号

子どもの医療費助成制度の拡充を求める意見書案

提出先 宮崎県知事 河野 俊嗣 様

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の意見書提出につき、別紙のとおり都城市
議会会議規則（都議会規則第1号）第14条第1項の規定により提出します。

平成30年12月19日提出

提出者	都城市議会議員	<u>森 りえ</u>
賛成者	〃	<u>筒井 紀夫</u>
賛成者	〃	<u>広瀬 功三</u>
賛成者	〃	<u>西川 洋史</u>
賛成者	〃	<u>岩元 弘樹</u>

都城市議会議長 榎木智幸様

子どもの医療費助成制度の拡充を求める意見書

現在、子どもの貧困が大問題になっており、政府の調査でも 6 人にひとりの子どもが貧困状態にあると言われています。宮崎県の子育て世代の貧困率は 19.5 % と全国平均よりも高くなっています。貧困状態におかれた子どもたちは、食事も満足にとれず、病気になってしまっても十分な治療が受けられないなど、いのちが脅かされています。子どもの将来がその生まれ育った環境で左右されず、どの子も等しく治療を受けられる制度をつくることは政治の責任です。

子どもが病気にかかったとき、お金の心配なく病院にいけることは、早期発見・早期治療につながり、重症化を防ぎ、さらには医療費の軽減にもなります。

県の「乳幼児医療費助成事業の助成状況（平成 30 年 4 月 1 日現在）」調査によると、県内でもすでに、入院では中学校卒業までが 18 自治体、小学校卒業までが 2 自治体で、通院でも、中学校卒業までが 15 自治体、小学校卒業までが 3 自治体で実施されています。新富町・西米良村・川南町・木城町では高校卒業まで入院・通院ともに助成が始まっています。

県内でも無料化の動きが広がっていますが、全国的には、入院では大分県や沖縄県など 24 県、通院でも兵庫県や徳島県など 15 県で小学生以上で助成が拡充され、市町村など自治体の子育て支援制度の拡充に大きく貢献しています。

子どもは未来の社会をつくり支えていく宝です。どこに住んでいても、安心して医療を受けられる子育ての環境をつくることは、大きな子育て支援となります。また、少子化の打開にとっても大きな力になります。

宮崎県においても、安心して子どもを産み育てられる環境を整えるために、子どもの医療費助成制度の拡充をしていただくよう求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 30 年 12 月 19 日

宮崎県都城市議会